

令和4年度採用

桑名市職員採用試験受験案内

※消防職の募集は別途通知予定

受付期間

B日程：令和3年7月5日（月）から7月16日（金）まで

桑名市の求める人材

「聴く」「寄り添う」「想像する」
ができる職員

強い使命感と
豊かな人間性を持った職員

職種の垣根を越えた
業務マネジメント意欲が
ある職員

桑名を愛し、愛着を持って
地域貢献できる職員



B 日 程

募集職種・採用予定数

9. 事務職	3人程度
10. 事務職（障害者対象）	
11. 技術職（土木）	1人程度
12. 技術職（電気）	1人程度

9 事務職 ※A日程を受験した方は申込できません

(1) 受験資格

- ①昭和62年4月2日以降に生まれた方で、次に掲げる方
 - (ア) 学校教育法による高等学校以上を卒業又は来年3月卒業見込みの方
 - (イ) (ア)と同等と認める方
- ②地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方（末尾「参考1」）
- ③国籍は問いませんが、外国籍の方の場合、永住者又は特別永住者の在留資格を有する方（なお、採用後の規制については末尾「参考2」をご覧ください。）

(2) 試験の日時・会場・合格発表

	日 時	会 場	合格発表
1次試験 (センター 受験)	7月31日(土)～8月 22日(日)の間の 受験者が選択する日	リクルートテストセンター	9月上旬に 受験者全員に郵送で通知
1次試験 (来庁受験)	8月22日(日) 午前9時から	桑名市役所本庁舎 桑名市中央町二丁目37番地	
2次試験	9月中旬(予定)	同上	10月上旬に 2次受験者全員に郵送で通知
3次試験	10月中旬(予定)	同上	10月下旬に 3次受験者全員に郵送で通知

※ 申込後の1次試験の会場変更はできません。

(3) 受験手続

問合せ先	桑名市役所 人事課（市役所3階） 〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地
申込方法	桑名市ホームページまたは桑名市公式LINEアカウントより申込 ※申込後、受付完了メールが送信されます。申込の証明となりますので、受験依頼メールが届くまで必ず保存してください。 お使いのスマートフォンによっては、受付完了メールが迷惑メールフォルダに自動的に振り分けられる可能性があります。その際は該当フォルダを確認するか、スマートフォン契約会社まで問合せをしてください。 ※障害等を理由にネット申込できない場合は、人事課までお問合せください。
受付の期間等	・7月5日(月)午前9時から16日(金)の午後5時まで 時間厳守 ※申込受付期間中は24時間いつでも申込みできますが、システム管理等のため一時的に使用できない場合がありますので、時間に余裕をもって申込みをしてください。 ※申込データ受信後、内容を確認し、不備等があれば電話もしくはメールにて連絡することがあります。

(4) 受験要領 申込書を提出した方については、受付期間終了後下記のものを送付します。

- ① 1次試験をテストセンターで受験 : 受験依頼メールを送付。
- ※ テストセンター受験時は、受験票(受験依頼メールを受信後、事前エントリーし取得)と本人確認書類(顔写真付証明書:運転免許証、パスポート等)が必要です。
- ※ 受験依頼メールが7月21日(水)までに届かない場合は下記問い合わせ先までご連絡ください。お使いのスマートフォンによっては、受験依頼メールが迷惑メールフォルダに自動的に振り分けられる可能性があります。その際は該当フォルダを確認するか、スマートフォン契約会社まで問合せをしてください。
- ② 1次試験を来庁試験で受験 : 郵便にて、受験案内等を送付。

(5) 試験の内容

- ・ 1次試験 SP I 3 (申込時にテストセンター受験または来庁受験を選択)
- ・ 2次試験 集団討論
- ・ 3次試験 個別面接

(6) 問い合わせ先 桑名市役所 人事課 ☎ 0594-24-1126**10 事務職(障害者対象) ※A日程を受験した方は申込できません****(1) 受験資格**

- ① 昭和62年4月2日以降に生まれた方で、次に掲げる方
- (ア) 学校教育法による高等学校以上を卒業又は来年3月卒業見込みの方
- (イ) (ア)と同等と認める方
- ② 次に掲げる手帳の交付を受けている方
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ③ 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方(末尾「参考1」)
- ④ 国籍は問いませんが、外国籍の方の場合、永住者又は特別永住者の在留資格を有する方(なお、採用後の規制については末尾「参考2」をご覧ください。)

(2) 試験の日時・会場・合格発表 事務職と同じ。**(3) 受験手続** 事務職と同じ。**(4) 受験要領** 事務職と同じ。**(5) 試験の内容**

- ・ 1次試験 SP I 3
- ・ 2次試験 集団討論
- ・ 3次試験 個別面接

(6) 問い合わせ先 桑名市役所 人事課 ☎ 0594-24-1126**11 技術職(土木) ※A日程を受験した方は申込できません****(1) 受験資格**

- ① 平成4年4月2日以降に生まれた方で、次に掲げる方
- (ア) 学校教育法による高等学校以上を卒業又は来年3月卒業見込みの方
- (イ) (ア)と同等と認める方
- ② 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する方
- (ア) 一級土木施工管理技士
- (イ) 二級土木施工管理技士
- (ウ) 職種に関する専門課程・科目を履修している方
- ③ 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方(末尾「参考1」)
- ④ 日本国籍を有する方

(2) 試験の日時・会場・合格発表

	日 時	会 場	合格発表
1次試験	8月22日(日) 午後1時から	桑名市役所本庁舎 桑名市中央町二丁目37番地	9月上旬に 受験者全員に郵送で通知
2次試験	9月中旬(予定)	同上	10月上旬に 2次受験者全員に郵送で通知

(3) 受験手続 事務職と同じ。

(4) 受験要領 受付期間終了後、受験案内等を送付します。

(5) 試験の内容

- ・1次試験 専門試験(120分)、適性検査
- ・2次試験 個別面接
※ 専門試験は択一式です。

(6) 問い合わせ先 桑名市役所 人事課 ☎ 0594-24-1126

1 2 技術職（電気） ※A日程を受験した方は申込できません

(1) 受験資格

- ①平成4年4月2日以降に生まれた方で、次に掲げる方
 - (ア) 学校教育法による高等学校以上を卒業又は来年3月卒業見込みの方
 - (イ) (ア)と同等と認める方
- ②次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する方
 - (ア) 一級電気工事施工管理技士
 - (イ) 二級電気工事施工管理技士
 - (ウ) 電気主任技術者（第一種・第二種・第三種のいずれか）
 - (エ) 職種に関する専門課程・科目を履修している方
- ③地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方（末尾「参考1」）
- ④日本国籍を有する方

(2) 試験の日時・会場・合格発表 技術職（土木）と同じ。

(3) 受験手続 事務職と同じ。

(4) 受験要領 受付期間終了後、受験案内等を送付します。

(5) 試験の内容

- ・1次試験 専門試験(120分)、適性検査
- ・2次試験 個別面接
※ 専門試験は択一式です。

(6) 問い合わせ先 桑名市役所 人事課 ☎ 0594-24-1126

◎合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、原則として令和4年4月1日に採用の予定です。
 - (2) 上記(1)の最終合格者のほか、必要に応じて追加採用候補者を決定し、合格者の辞退がある場合等に合格者として繰り上げることがあります。なお、当該繰り上げを行う期間は、令和4年3月31日までとします。
 - (3) 最終合格者のうち、既卒者の方には正規職員採用前に会計年度任用職員として勤務をお願いすることがあります（任意）。
- ただし、将来公務員としてふさわしくない行為、行動があった場合や、社会福祉士、保健師、保育教育職の方で令和4年3月までに該当の資格又は免許を取得できなかった場合は採用資格を失います。

◎給与等及び待遇など

種 類	内 容
給 与	桑名市職員給与条例の規定に基づき、給料及び通勤手当、期末・勤勉等の諸手当を支給（令和3年4月現在、事務職職員の初任給は、大学卒で182,200円、短大卒で163,100円、高校卒で150,600円でした。）
昇 給	原則として1年に1回
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで、1週あたり38時間45分（ただし、勤務箇所によっては異なることがあります。）
休 日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（ただし、勤務箇所によっては変則的な勤務形態となる場合があります。）
有給休暇	年次休暇は1年につき20日（採用年は15日）で、このほか特別休暇等があります。

◎その他

- 令和4年度採用桑名市職員採用試験（A日程・B日程）・桑名市消防職員採用試験において、受験できる職種は1種類のみです。日程が異なる試験を重複して受験することはできません。
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大にともない、試験日程等を変更する場合があります。
- 桑名市職員採用試験は、市民の皆さんの貴重な税金を使って実施します。申込者は必ず受験するようお願いします。

◎参考1 地方公務員法第16条（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎参考2 外国籍職員の任用に関する基準について

『公務員に関する基本原則』…「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする。」

○桑名市においては、上記の基本原則に基づき外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

1. 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- その他公権力の行使に該当することとなる職務

【公権力の行使にあたる主な職務の例】

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分、公害防止規制、都市計画の決定、建築制限、土地利用制限など

2. 公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、桑名市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

◎参考3 過去の試験状況

職 種	実施年	受験者数	合格者数	競争倍率
事務職	2 (A)	93人	8人	11.6倍
	2 (B)	120人	5人	24.0倍
	1	192人	15人	12.8倍
事務職 (障害者対象)	2 (A)	5人	0人	—
	2 (B)	7人	1人	7.0倍
	1	5人	0人	—
技術職 (土木)	2	5人	2人	2.5倍
	1	3人	2人	1.5倍
技術職 (建築)	2	2人	1人	2.0倍
	1	1人	0人	—
技術職 (電気)	2	—	—	—
	1	—	—	—
社会福祉士	2	1人	0人	—
	1	9人	2人	4.5倍
保健師	2	—	—	—
	1	—	—	—
保育教育職	2	22人	3人	7.3倍
	1	26人	3人	8.7倍

※追加募集の受験者人数、合格者数は含みません

※事務職は、令和2年度よりA日程・B日程で実施